

長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業について

課題を抱えやすい長期休暇中において子どもの健やかな成長を支えるため、大田区子ども生活応援基金を活用し、子どもの学び・経験機会の提供と居場所づくりを行う地域団体等に対して補助金を支給する事業を開始する。

1 対象団体

区内を主な活動拠点とする団体等

2 対象事業

区内の支援を必要とする子ども等を対象に実施される以下の活動とする。なお、(1)と(2)のどちらかもしくは両方を実施し、加えて(3)と(4)は必ず実施するものとする。

(1) 学習支援

(2) 体験活動

(3) 食事支援

(4) 食料配付

3 対象期間

区立小中学校の令和5年度夏季休業期間

※期間中、4日間以上実施するものを対象とする。

4 対象経費

報償費、需用費、備品購入費、使用料又は賃借料、役務費 等

5 補助基準額・補助率

200,000円(上限)、補助率10/10

6 今後の予定

令和5年6月中旬 募集開始

令和5年7月初旬 補助団体の決定

令和5年7月下旬 補助金支給(概算払)

令和5年7月下旬～8月 対象事業実施

令和5年9月 実績報告書の提出、補助金額確定(精算)

7 周知方法

区報、区ホームページへの掲載等

8 その他

(1) 書類審査により補助団体を決定する。

(2) 令和5年度は夏季休業期間のみを対象とし、試行的に実施する。